



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四九五・福祉政策課)	1
生活保護法による介護機関の指定(四九六・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の変更(四九七・福祉政策課)	5
優良図書等の推奨(四九八・県民文化政策課)	6
青少年に有害な図書類の指定(四九九・県民文化政策課)	6
青少年に有害な興行の指定(五〇〇・県民文化政策課)	7
漁業災害補償法による付保義務の発生(五〇一・水産漁港課)	8
秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(五〇二・森林整備課)	8
狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の実施(五〇三・森林整備課)	8

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
男鹿市北部居宅介護支援事業所	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市北浦北浦字平岱山二二二四	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
男鹿市北部デイサービスセンター	男鹿市長	男鹿市北浦北浦字平岱山二二二四	通所介護	平成十七年三月二十一日
男鹿市中央デイサービスセンター	男鹿市長	男鹿市船川港船川字片田七十四	通所介護	平成十七年三月二十一日

## 告 示

道路区域の変更(五〇四、五〇五・道路課)	9
開発行為に関する工事の完了(五〇六・仙北地域振興局建設部)	10
公 告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	11
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	11
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件	11
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七七)	13
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七八)	13
人事委員会公告	
平成十七年度秋田県職員採用試験公告(職員課)二件	14
平成十七年度警察官採用試験公告(職員課)	16

秋田県告示第四百九十五号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

天王町社会福祉協議会	天王町社会福祉協議会	鷹巣町居宅生活支援の家	森泉荘老人短期入所施設	もろび苑指定通所介護事業所	ケアタウンたかのす指定通所介護事業所	ケアタウンたかのす指定短期入所生活介護事業所	ケアタウンたかのす居宅介護支援事業所	サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	補助器具センターたかのす	森吉町生活支援ハウス指定通所介護事業所	阿仁町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
社会福祉法人天王町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人天王町社会福祉協議会 会長	鷹巣町長	森吉町長	阿仁町長	鷹巣町長	鷹巣町長	鷹巣町長	鷹巣町長	鷹巣町長	森吉町長	阿仁町長
南秋田郡天王町天王字上江川四十七 四百四十一	南秋田郡天王町天王字上江川四十七 四百四十一	北秋田郡鷹巣町松葉町十三番地十五号	北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地	北秋田郡阿仁町幸屋渡字前野七番地三	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱二十番地	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地	北秋田郡森吉町米内沢字寺ノ上八十五番地	北秋田郡阿仁町銀山字下新町七十一番地一
訪問介護	居宅介護支援事業	痴呆対応型共同生活介護	短期入所生活介護	通所介護	通所介護	短期入所生活介護	居宅介護支援事業	通所介護	福祉用具貸与	通所介護	訪問介護
平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十一日

天王町社会福祉協議会指定 訪問入浴介護事業所	社会福祉法人天王町社 会福祉協議会 会長	南秋田郡天王町天王字上江川四十七 四百四十一	訪問入浴介護	平成十七年三月二十一日
昭和町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	社会福祉法人昭和町社 会福祉協議会 会長	南秋田郡昭和町大久保字堤の上 三	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
昭和町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	社会福祉法人昭和町社 会福祉協議会 会長	南秋田郡昭和町大久保字堤の上 三	訪問介護	平成十七年三月二十一日

秋田県告示第四百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

東光苑短期入所生活介護事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市東由利蔵字蔵八十三番地	短期入所生活介護	平成十七年三月二十一日
東光苑通所介護事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市東由利蔵字蔵八十三番地	通所介護	平成十七年三月二十一日
東光苑居宅介護支援事業所	由利本荘市長職務執行者	由利本荘市東由利蔵字蔵八十三番地	居宅介護支援	平成十七年三月二十一日
男鹿市北部デイサービスセンター	男鹿市長職務執行者	男鹿市北浦北浦字平岱山二 二十四	通所介護	平成十七年三月二十一日
男鹿市北部居宅介護支援事業所	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市北浦北浦字平岱山二 二十四	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日
男鹿市中央居宅介護支援事業所	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	居宅介護支援事業	平成十七年三月二十一日

ケアタウンたかのす指定短期入所生活介護事業所	ケアタウンたかのす指定通所介護事業所	ケアタウンたかのす居宅介護支援事業所	北秋田市森泉荘老人短期入所施設	サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	補助器具センターたかのす	北秋田市森吉生活支援ハウス指定通所介護支援事業所	あに社協訪問介護事業所	指定居宅介護サービス事業所 訪問看護ステーションかつら	若美福祉訪問介護事業所	男鹿市中央デイサービスセンター	男鹿市中央ヘルパーステーション
北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市長職務執行者	北秋田市社会福祉協議会 会長	北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長	男鹿市長職務執行者	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 会長
北秋田市脇神字南陣場岱十番地	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	北秋田市阿仁前田字下前家ノ下モ二十八番地	北秋田市脇神字南陣場岱二十番地	北秋田市脇神字南陣場岱十番地	北秋田市米内沢字寺ノ上八十五番地	北秋田市阿仁銀山字上新町七十一番地一	北秋田市米内沢字林の腰三番地	男鹿市弘戸字渡部三十番地十七	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	男鹿市船川港船川字片田七十四番地
短期入所生活介護	通所介護	居宅介護支援事業	短期入所生活介護	通所介護	福祉用具貸与	通所介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	通所介護	訪問介護
平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

秋田県告示第四百九十七号

のしろ東ケアセンターそよ風居宅介護支援事業所	シヨートステイ ウェルネスせき	琴丘町社会福祉協議会 通所介護事業所	琴丘町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	デイサービスセンター愛寿苑 指定通所介護事業所	グループホーム愛寿苑	長谷川医院デイケアセンター	ぱあとなあ指定訪問介護事業所	老人デイサービスセンター ぱあとなあ	介護老人保健施設八乙女荘	もろび苑指定通所介護事業所
株式会社しらかみ長寿の里 代表取締役社長	医療法人 関医院 ウエルネスせき 理事長	社会福祉法人 琴丘町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 琴丘町社会福祉協議会 会長	有限会社 ワイケイ企業 代表取締役	有限会社 ワイケイ企業 代表取締役	医療法人 幸佑会 長谷川医院 開設者	社会福祉法人 雄勝町福祉会 理事長	社会福祉法人 雄勝町福祉会 理事長	大仙市長職務執行者	北秋田市長職務執行者
能代市字悪戸百十五番九号	山本郡二ツ井町荷上場字鍋良子出口五十三番地	山本郡琴丘町鹿渡字町後二百六十三	山本郡琴丘町鹿渡字町後二百六十三	山本郡八竜町鶴川字無頭五十七 一	山本郡八竜町鶴川字無頭五十七 一	男鹿市船川港船川字新浜町二十六番地二	湯沢市両神十五番地一	湯沢市両神十五番地一	大仙市北長野字野口前二十三	北秋田市阿仁幸屋渡字前野七番地三
居宅介護支援事業	短期入所生活介護	通所介護	居宅介護支援事業	通所介護	痴呆対応型共同生活介護	通所リハビリテーション	訪問介護	通所介護	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	通所介護
平成十七年四月十五日	平成十七年四月十四日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年四月一日	平成十七年三月三十日	平成十七年三月三十日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月二十二日

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
介護老人保健施設 成寿苑 指定訪問看護ステーション	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴七十九番地	介護老人保健施設 成寿苑 指定訪問看護ステーション	成寿苑 指定訪問看護ステーション	訪問看護	平成十七年四月二日
社会福祉法人 成寿苑 指定訪問介護事業所	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴七十九番地	社会福祉法人 成寿苑 指定訪問介護事業所	成寿苑 指定訪問介護事業所	訪問介護	平成十七年四月二日
介護老人保健施設 成寿苑 指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人 成寿会 理事長	大館市釈迦内字狼穴七十九番地	介護老人保健施設 成寿苑 指定居宅介護支援事業所	成寿苑 指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	平成十七年四月二日
医療法人松野敬愛会能代病院	医療法人 松野敬愛会 理事長	大館市釈迦内字狼穴七十九番地	医療法人 松野敬愛会 理事長 松野寛	医療法人 松野敬愛会 理事 松野明子	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十七年四月十一日

秋田県告示第四百九十八号  
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十号）第五条の二の規定により、次の映画を優良な映画として推奨する。  
 平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

推奨番号	題 名	配 給 元	推 奨 理 由
二	長編アニメーション映画「あしたの元気になれ！ ～半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画「あしたの元気になれ！ ～半分のさつまいも～」製作委員会	子ども達や若者が過去を理解し事実を見つめることは、これからの未来を隣人と共に生きていくためにはとて

も大切なことと教えてくれる作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。

秋田県告示第四百九十九号  
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十七年五月二十日から施行する。  
 平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	題 名	配 給 会 社	指 定 理 由
一〇三三四	絶対恋愛Sweet 5月号	笠倉出版社	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三三五	恋愛天国(パラダイス) 6月号	㈱竹書房	
一〇三三六	BE・BOY GOLD 2005 6月号	㈱ビブロス	
一〇三三七	レディース・コミック微熱 6月号	セブン新社	
一〇三三八	NP! 6月号	㈱白石書店	
一〇三三九	AKITA De Night 2005・5月号	月刊アキタでナイト編集部	
一〇三四〇	パソコンパラダイス 2005・6月号	㈱メディアアクセス	
一〇三四一	コミック裏モノJAPAN Volume 16	鉄人社	
一〇三四二	プレイコミック No. 9	秋田書店	
一〇三四三	DVDBURST 6月号	㈱コアマガジン	

秋田県告示第五百号  
 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十七年五月二十日から施行する。  
 平成十七年五月二十日  
 秋田県知事 寺田典城

六三三四	不倫団地 かなしいイロやねん	新東宝映画	著しく青少年の性的
------	----------------	-------	-----------

六三二五	ノーパン 理髪妻好顔夢恥	新日本映像	感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六三二六	新日本映像ニュース(ノーパン 理髪妻好顔夢恥)	新日本映像	
六三二七	爆乳Gカップ ところける谷間	オービー映画	
六三二八	多淫な人妻と老人 夜這い春情	新日本映像	
六三二九	新日本映像ニュース(多淫な人妻と老人 夜這い春情)	新日本映像	
六三三〇	人妻姦通 お仕置き監禁責め	オービー映画	
六三三一	チーム・アメリカ ワールド・ポリス	U I P	
六三三二	DEMONLOVER	東北新社	
六三三三	痴漢義母 汚された喪服妻	新東宝映画	
六三三四	痴漢妻、したたる愛汁	新東宝映画	
六三三五	援交性態 乱れた性欲	オービー映画	
六三三六	負け犬OL 毎日が発情期	オービー映画	
六三三七	Jam Films Female 「夜の舌先」	東芝エンタテイメント	
六三三八	Jam Films Female 「玉虫」	東芝エンタテイメント	
六三三九	Jam Films Female 「桃」	東芝エンタテイメント	
六三四〇	ロシア義母 湯上がり浴衣美人	新日本映像	
六三四一	未亡人と禪 悦子の秘密	新日本映像	

六三四二	新日本映像ニュース(ロシア義母湯上がり浴衣美人)	新日本映像
六三四三	新日本映像ニュース(未亡人と禪子の秘密)	新日本映像
六三四四	紅い淫臭 花蜜のしたたり	オーピー映画
六三四五	肉体秘書 パンスト濡らして	新東宝映画
六三四六	韓流教師 下半身レッスン	新日本映像
六三四七	新・鍵穴 絡みあつ舌と舌	新東宝映画
六三四八	新日本映像ニュース(韓流教師 下半身レッスン)	新日本映像

秋田県告示第五百一号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

仁賀保加入区 総トン数十トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

秋田県告示第五百二号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定による秋田県の高産公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定に基づき、公表する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、関係書類は次の箇所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産部森林整備課、山本地域振興局、秋田地域振興局、由利地域振興局、仙北地域振興局、平鹿地域振興局及び雄勝地域振興局、秋田市役所、能代市役所、横手市

役所、男鹿市役所、湯沢市役所、由利本荘市役所、潟上市役所及び大仙市役所並びに山本郡琴丘町役場、二ツ井町役場、八森町役場、山本町役場、八竜町役場及び峰浜村役場、南秋田郡大瀧村役場、由利郡仁賀保町役場、金浦町役場及び象潟町役場、仙北郡角館町役場、田沢湖町役場、西木村役場及び美郷町役場、平鹿郡増田町役場、雄物川町役場、大森町役場及び山内村役場並びに雄勝郡羽後町役場及び東成瀬村役場

秋田県告示第五百三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成十七年度狩猟免許試験並びに同法第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成十七年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項及び同令第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 狩猟免許試験

(一) 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成十七年七月十日 午後一時	秋田市河辺戸鳥字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
平成十七年八月三十日 午後一時	北秋田市上杉字中山沢百二十八番地 県立北欧の杜公園
平成十七年十月四日 午後一時	大仙市日の出町二丁目七番五十三号 大曲仙北広域交流センター

(二) 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行う。

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

- (3) 技能試験
  - 狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱、鳥獣の判別等の課題について行う。
- 二 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習
  - (一) 適性検査及び講習の日時及び場所

日	時	場 所
平成十七年六月三十日	午前九時	大仙市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局
平成十七年七月十四日	午前九時	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地一 北秋田地域振興局
平成十七年七月二十八日	午前九時	秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎
平成十七年九月十一日	午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地一 遊学舎

- (二) 適性検査及び講習の内容
  - (1) 適性試験
    - 視力、聴力及び運動能力について行う。
  - (2) 講習
    - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令等、鳥獣の判別並びに猟具の取扱について、三時間以上の講習を行う。
- 三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類
  - (一) 狩猟免許試験の受験
    - (1) 狩猟免許申請書
    - (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚
    - (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについて

(二) の医師の診断書

- 狩猟免許の更新
- 狩猟免許の更新申請書

四 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成十七年五月三十日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の二日前まで、農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

五 申請書類の提出期間及び提出場所

- (一) 申請書類は、平成十七年五月三十日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所を所管する地域振興局長に提出すること。
- (二) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(一)の期間（秋田県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。
- (三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付開始時刻の三十分から受け付ける。

なお当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの（秋田県猟友会員手帳等）を持参すること。

七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先

農林水産部森林整備課又は各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新		百三三号		鹿角市十和田大湯字土沢三八番一九から三八番二三まで	鹿角市十和田大湯字土沢三八番一九から三八番二三まで	一六・〇〇～三七・〇〇	〇・二五七
	旧		百三三号				鹿角市十和田大湯字土沢三八番一九から三八番二三まで	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年五月二十日から同年六月二日まで

秋田県告示第五百五号

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新		百四号		鹿角市十和田大湯字土沢三八番一九から三八番二三まで	鹿角市十和田大湯字土沢三八番一九から三八番二三まで	一六・〇〇～三七・〇〇	〇・二五七
	旧		百四号				鹿角市十和田大湯字土沢三八番一九から三八番二三まで	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年五月二十日から同年六月二日まで

秋田県告示第五百六号

秋田県知事 寺田典城

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年十二月一日付け指令仙建 十七 五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年五月二十日

公 告

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 大仙市四ツ屋字下古道百九番地二  
 株式会社ジェイエイ葬祭センター 代表取締役 高橋 嘉吉

二 開発区域に含まれる地域の名称  
 大仙市大曲西根字杉矢崎二百六十三番一、二百六十三番四、二百六十四番

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県山本郡二ツ井町種土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任監事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町種字熊野堂前八十九番地

茂内 司

二 就任監事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町種字熊野堂前五十五番地

茂呂 義行

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、井川町土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎三十二番地

澤石 進

大麦字塚台七番地

鷲谷 準

赤沢字赤沢百五十番地

齋藤 正寧

大麥字諏訪前七番地

工藤 久兵衛

黒坪字小泉三十六番地

鈴木 孝

字新間四十番地の二

渡部 和男

八田大倉字古堂五十番地

伊藤 喜巳男

坂本字飛塚五十八番地の六

門間 喜巳男

北川尻字上村宅地百二十番地

伊藤 勝巳

字中村四十一番地の二

北嶋 新

字海老沢樋ノ口六十一番地の二

伊藤 市右衛門

南秋田郡井川町北川尻字海老沢村五十六番地

今戸字小今戸十番地

鷲谷 文蔵

字力子田八十二番地

中山 富治

字狐川三十三番地の二

鈴木 忠明

字家ノ後九十五番地

伊藤 善光

字寺ノ内七十八番地

遠藤 新榮治

浜井川字家の東七番地の二

伊藤 八十治

字ヒル子三番地

半田 金之丞

字追回二十二番地の二

小武海 清熙

字追回二十四番地の二

松田 弘

字追回二十六番地の二

田仲 東

字追回二十八番地の二

齋藤 正寧

字追回三十番地の二

工藤 久兵衛

字追回三十二番地の二

伊藤 高

字追回三十四番地の二

渡部 和男

字追回三十六番地の二

幡宮 孝

字追回三十八番地の二

鷲谷 文蔵

字追回四十番地の二

北嶋 新

字追回四十二番地の二

伊藤 興武

字追回四十四番地の二

遠藤 新榮治

字追回四十六番地の二

遠藤 新榮治

字追回四十八番地の二

遠藤 新榮治

字追回五十番地の二

遠藤 新榮治

字追回五十二番地の二

遠藤 新榮治

字追回五十四番地の二

遠藤 新榮治

字追回五十六番地の二

遠藤 新榮治

字追回五十八番地の二

遠藤 新榮治

字追回六十番地の二

遠藤 新榮治

字追回六十二番地の二

遠藤 新榮治

字追回六十四番地の二

遠藤 新榮治

字追回六十六番地の二

遠藤 新榮治

字追回六十八番地の二

遠藤 新榮治

字追回七十番地の二

遠藤 新榮治

字追回七十二番地の二

遠藤 新榮治

字追回七十四番地の二

遠藤 新榮治

字追回七十六番地の二

遠藤 新榮治

字追回七十八番地の二

遠藤 新榮治

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
- (二) 高齡歩行者教育システム 二式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十七年六月十日(金)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (四) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年五月二十日(金)から同月二十四日(火)までの期間、随時交付する。
- (五) 入札執行の日時及び場所
- (六) 平成十七年五月二十七日(金)午前十一時
- (七) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (八) 入札保証金
- (九) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
- (五) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (六) 提出書類等
- (七) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (八) その他
- (九) 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十七年五月二十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量
- (二) ストローマシーン 一台
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十七年九月三十日(金)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県畜産試験場
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年五月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年六月六日(月)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年五月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、二七一

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、二五八

秋選管告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年五月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八四、九一五
能代市	一四、七一六
横手市	一〇、九六一
大館市	一八、〇六九
本荘市	一一、一六三
男鹿市	八、三二六
湯沢市	九、三二七
大曲市	一〇、六三八
鹿角市鹿角郡	一一、五四四
北秋田郡	一七、九一三
山本郡	一三、二五三
南秋田郡	一九、八六七
河辺郡	五、一九五
由利郡	二〇、八〇二
仙北郡	三一、六五四
平鹿郡	一八、三九〇
雄勝郡	一一、四五五

平成17年度秋田県職員採用試験公告  
 人事委員会規則4 - 5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
 平成17年5月20日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度  
 大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験	採用予定人員(人)	職 務 内 容
行政	6	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
薬剤師	2	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
化学	2	
農学（一般）	1	
畜産	1	
資源工学	1	
総合土木	5	警察本部に勤務して専門的技術業務に従事する。
建築	1	
建築（警察）	1	

3 給与

初任給は平成17年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表22級2号給（月額176,600円）、その他の職種は行政職給料表2級2号給（月額170,700円）が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷

手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 行政、化学、農学（一般）畜産、資源工学、総合土木、建築、建築（警察）

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者であって、大学（短期大学を除く。）を卒業したものの若しくは平成18年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

(2) 薬剤師

(1)のア又はイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有する者又は平成17年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みの者が受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成17年6月26日（日）

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験を行う。ただし、「薬剤師」は、専門試験を行わない。ある一定レベル以上の英語資格を有する受験者に対し加点を行う。また、論文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成17年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成17年7月13日（水）

平成17年7月下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査  
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表  
平成17年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法  
最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に掲示する。任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得見込みのものが平成17年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師免許を取得できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期  
平成18年4月以降

7 受験手続

秋田県

(1) 受験申込書の交付  
秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオソ）、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間  
日曜日及び土曜日を除き、平成17年5月20日（金）から同年6月3日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成17年6月3日（金）までの消印のあるもの  
に限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）に行うこと。  
(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成17年度秋田県職員採用試験公告  
人事委員会規則 4 - 5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について

て次のとおり公告する。  
平成17年5月20日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類及び程度  
少年補導職員試験（大学卒業程度）

2 採用予定人員及び職務内容

採用予定 人員（人）	職 務 内 容
1	警察本部や県内の各警察署に勤務して、少年の非行事実とその原因調査、少年の街頭指導、少年相談、家出入の取扱い及び少年の補導に関し学校・家庭・職場・関係機関との連絡等の業務に従事する。

3 給与

初任給は平成17年4月1日現在、原則として行政職給料表2級2号給（月額170,700円）が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者  
イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者であって、大学（短期大学を除く。）を卒業したものの若しくは平成18年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日  
平成17年6月26日（日）

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験を行う。

Ⅰ 合格者の発表

平成17年7月8日(金)に、県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成17年8月1日(水)

平成17年8月中旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成17年8月下旬に、県庁正面公告板、秋田県警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成18年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、警察本部警務課、県内各警察署、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成17年5月20日(金)から同年6月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成17年6月3日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成17年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成17年5月20日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A、女性警察官A	秋田県人事委員会
警察官A	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)				
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官A	17					
警察官A	22					

女性警察官 A	2
---------	---

警察官 A の受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給（平成17年4月1日現在の秋田県の例）

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級7号給	195,600円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官 A	秋田県	昭和51年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性	<p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者又は平成17年9月30日までに卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者</p>
	秋田県	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	<p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業する見込みの者</p>

警察官 A	埼玉県 千葉県 神奈川県	昭和50年4月2日以降に生まれた男性	工 人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
	警視庁	昭和50年7月11日から昭和59年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官 A	秋田県	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員とすることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場所	試験の方法
平成17年 7月9日（土）	秋田県警察学校 （秋田市新屋勝平台9-2）	体力検査及び身体検査
平成17年 7月10日（日）	秋田経済法科大学 （秋田市下北手桜字守沢46番地の1）	大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験

イ 合格者の発表

(ア) 警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

平成17年7月22日（金）に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成17年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日

(ア) 警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

平成17年8月上旬

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成17年9月下旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び体力検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

ア 警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

平成17年8月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

イ 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成17年11月下旬から12月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官 A、警察官 A 及び女性警察官 A 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官 A 採用候補者名簿に記載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に掲示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

なお、警察官 A で平成17年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官 A 及び女性警察官 A で平成18年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

警察官 A

警察官 A

平成17年10月1日

警察官 A 及び女性警察官 A

平成18年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）、各地域振興局、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成17年5月20日（金）から同年6月3日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成17年6月3日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2623～2624）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

秋田県

平成17年5月20日（金曜日）

発行部 秋田県

秋田県庁第一階一組一印

〒990-0001 秋田県秋田市山王四丁目1番5号

印刷部

印刷部

秋田県庁第一階一組一印  
印刷部  
〒990-0001 秋田県秋田市山王四丁目1番5号  
株式会社 松原印刷  
電話 018-833-0000  
FAX 018-833-0005  
E-mail: matsubarara@matsubararamatsu.co.jp  
秋田県庁第一階一組一印

